

株式会社ちゅピCOMふれあい加入契約約款（一般用）

株式会社ちゅピCOMふれあい（以下当社といいます）と当社が行うサービスの提供を受ける者（以下加入者といいます）との間に締結される契約は、放送法に基づいて定めた次の条項に寄るものとします。

第1条（放送サービス）

当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

- 再送信
放送事業者のテレビジョン放送、FMラジオ放送、データ放送を一切変更せず有線により同時に再送信する番組放送サービス。
- 自主放送
自主制作番組（コミュニティチャンネル）、CS番組供給会社による番組放送サービス。
- 上記事業に付帯するサービス業務
- 加入契約料、基本利用料、ペイ番組サービス利用料、見守りサービスは別表の料金表のとおりとします。
- チャンネル変更・放送の停止等、サービス内容の変更を行う場合があります。この場合当社は事前に加入者への旨を告知します。
- ちゅピコ スマートテレビ
ちゅピコ スマートテレビサービスは別に定める「ちゅピコ スマートテレビサービス利用規約」により提供するものとします。

第2条（契約の単位）

加入契約は世帯ごとに行います。なお、セットトップボックスはテレビ受像機1台に接続するものとします。

第3条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

加入契約は加入申込者が本約款を承認の上、当社指定の申込書に必要事項を記入捺印の上、当身に交付し、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。
尚、当社はサービス提供が技術的な理由等により困難な時は、加入契約の申込をお断りすることがあります。
当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面(以下、「ご契約内容確認書」といいます)を加入申込者に交付いたします。

第4条（初期契約解除等）

加入申込者は、「ご契約内容確認書」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書によりその申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。
前項の規定による加入契約の解除は、同項の文書を発した時にその効力を生じます。
第1項の規定により加入契約の解除を行う場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等を着工済、または完了済の場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式により文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（加入契約料及び利用料金）

加入者は別表に定める加入契約料及び利用料金を当社に支払うものとします。
当社は第1条に定める全てのサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合は当該月分の利用料は無料とします。
当社は、社会情勢の変化、番組内容の拡充等により料金の改定をすることがあります。その場合は事前に加入者に知らせます。
NHK受信料及びNHK衛星放送受信料は当社が設定した利用料金の中には含みません。
当社はサービス期間を設け加入契約料の特別割引を行うことがあります。ただし、既加入者に対しては適用しません。

第7条（セットトップボックス）

当社は加入者にセットトップボックスを貸与します。
加入者は使用上の注意事項を遵守し維持管理するものとします。
加入者は故意又は過失により機器等を故障・破損させた場合は修理にかかる実費相当分を、また紛失及び修理不能による場合は第21条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用しそれぞれ当社に支払うものとします。
加入者は解約の場合、速やかにセットトップボックスを当社に返却するものとします。
加入者は当社が必要に応じて行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
デジタル放送は当社の指定するセットトップボックスが設置された場合のみご利用いただけます。

第8条（施設の使用、所有及び工法）

当社はサービスを提供するための施設（放送センターよりテレビ受像機に至るまでの施設をいいます。以下「本施設」といいます）のうち保安器または回線終端装置（TV用）（以下「V-O-N-U」という）までの設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。但し、加入者は引込工事負担金を負担するものとします。また、自営性の建柱、地下埋設等の特殊な工事が必要とする場合は加入者はその実費を負担するものとします。
加入者は保安器またはV-O-N-Uの出力端子からテレビ受像機（以下受信機といいます）及びFM受信機までの設置に要する費用（宅内工事費、宅内機器類及び増幅器）を負担し、これを所有するものとします。（但し、貸与されたセットトップボックスは除きます）
共同住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
施設の使用並びに工事に際し、業者、工法及び使用機器等については、当社の指定によるものとします。

第9条（施設の使用維持）

当社の維持責任範囲は本施設の保安器またはV-O-N-Uまでとします。
加入者は当社に無断で施設の改変、補修、増設及び他の機器等を接続する工事はできません。
加入者は加入者の都合による施設の改変、補修、増設及び他の機器等を接続する工事費用を負担するものとする。

第10条（故障）

当社は加入者から本施設に異常がある旨、申し出があった場合は速やかに、これを調査し必

要な措置を講じるものとします。

- 加入者の故意又は過失により本施設に故障を生じさせた場合、加入者はその修復に要する費用を負担し、さらに1度の出張サービスにたいし、別途出張料を負担するものとします。

第11条（毎月料金の計算及び請求）

当社は各種利用料を毎月単位に計算し、それらの料金を合算した金額を当月加入者に請求します。

- 料金の計算の開始はサービスを受け始めた日、終了は契約の解約又は解除の日とし、1か月に満たない日数については1ヶ月分の料金をとします。
- ペイ番組の利用料は別表に定めるものとし加入者の本部センターに設置された課金装置によって算出されます。
- 工事費及び手数料等の発生があった場合は原則として第1項の請求額に合算して請求します。

第12条（支払い方法）

加入者は加入契約料、工事費等については別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

第13条（延滞金）

加入者は料金の支払いについて指定の支払期日より遅延した場合、年利14.6%の延滞金を支払期日の翌日より支払日まで、その期間に応じて当社に支払うものとします。

第14条（名義変更）

加入者は次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更することができます。
① 同居親族間の相続の場合。
② 新加入者が当社の業務区域内で、かつ、もよりの引込端子に余裕がある場合。
③ 旧加入者が、旧加入者の加入契約に定めるセットトップボックスの設置場所において当社のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。
④ 新加入者は当社の承認を得た上、別表に定める名義変更手数料を添え、届けるものとします。なお名義変更の場合、工事又は調整が必要な場合は、その実費を負担するものとします。

第15条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は加入者の氏名、名称の変更、町名の表示変更、銀行口座の変更、電話番号の変更等、加入申込書記載事項に変更がある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条（設置場所の変更）

加入者は次の場合に限り受信機の設置場所を変更することができます。

- 同一敷地内の場合。
- 当社の業務区域内で、かつ、もよりの引込端子に余裕がある場合。
- 加入者は変更に必要な費用を負担するものとします。

第17条（放送サービスの変更）

加入者は、放送サービスの変更を申し込むことができます。
放送サービスの変更の場合は、第3条（加入契約の成立）の規定に準じて取扱います。
契約の申込を当社が承諾し工事を行った場合、加入者は別に定める工事費をお支払いいただきます。
当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には変更を承諾しない場合があります。
放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。
加入者は放送サービスの変更を行った場合には、新たに加入契約料の支払を要しません。

第18条（サービスの利用一時停止）

加入者は長期（1ヵ月以上）の旅旅行等やむを得ない事由が発生した場合限り当社に届け出ることにより最長6ヵ月を限度に利用休止期間を設定することができます。この場合、手数料として別表に定める金額を毎月支払うものとします。
利用休止の場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の基本利用料は無料とします。

第19条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または、多数人に対する対価を受けての上映、ビデオテック、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第20条（無断視聴の禁止）

当社は未加入者が当社サービスが無断で視聴することを禁止します。
当社は無断視聴者を確認した場合、次の損害賠償を請求するものとします。
① 加入契約料相当額。
② 当社が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として、無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの間の利用料相当額。

第21条（解約）

加入者は契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に当社に届け出るとします。
加入者は解約の日以降の月々での利用料金を支払うものとし、日割り計算による精算は行いません。
当社は解約に伴い、当社の施設・機器等を撤去し工事に要した費用は加入者が実費負担するものとします。なお撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとします。
加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の補償責任及び負うべき義務は失効しないものとします。
解約の場合、加入契約料は返納しません。
加入者は本条に定める解約及び第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は料金表に定める請求金を請求します。

第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）

当社は本約款に違反する行為が加入者であったと認めた場合、催告の上、サービスの停止又は契約の解除をすることができるものとし、料金の回収に関して、当社が指定する債権回収機関及び弁護士へ委託することがあります。
契約解除の場合、加入契約料は返納しません。
契約解除の場合、当社は料金表に定める強制契約解除料を請求します。

第23条（設置場所の無償利用及び便宜の提供）

当社は本施設設置工事のため、加入者が所有又は占有する敷地、家屋、及び構築物等を加入者の了承の上、必要最少限において無償で使用できるものとします。
加入者は当社又は当社の指定する業者が本施設の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行うため加入者が所有又は占有する敷地、家屋、及び構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
加入者は設置場所の無償利用及び便宜の提供に関して地主、家主その他利害関係者がある時は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第24条（B-CASカードの取扱）

セットトップボックスに取り付けられるB-CASカードに関する取り扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約書」に定められるところによります。

第25条（C-CASカードの取扱）

当社はデジタルサービスの加入者に対し、C-CASカードをセットトップボックス1台に1枚貸与します。
C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし加入者は、第21条（解約）及び第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行うまで、セットトップボックスに常時装着された状態で使用するものとします。
加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び当社の判断による場合は、当社はC-CASカードを交換することができます。
加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡その他処分をすることはできません。又それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。
加入者はC-CASカードの複製及び改造・変造・改ざん等のカード機能に影響をあたえることを禁止するものとします。

第26条（C-CASカードの紛失等）

加入者は、C-CASカードの紛失又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出るとものとします。
当社は届出を受理した場合においては速やかに当該C-CASカードを無効とします。但し、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用され料金等発生した場合は加入者の負担となります。

第27条（C-CASカードの再発行）

当社はC-CASカードを再発行することについて必要と認めた場合に限り、再発行を行うものとします。この場合、加入者は別表に定めるC-CASカード再発行手数料を支払うものとします。

第28条（C-CASカードの返却）

加入者は、第21条（解約）及び第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第29条（放送内容の予告）

当社は加入者に自主放送サービスの内容等を予め放送前に知らせるものとします。

第30条（放送内容の変更）

当社は次の場合、放送内容を予告なしに変更することがあります。尚、それに伴う損害の賠償請求には応じないものとします。
① 天災、事変その他非常事態が発生した際、又は発生のおそれがある場合。
② 当社のやむを得ぬ事情により緊急に放送内容を変更せざるを得ない場合。

第31条（放送サービスの中断）

当社はつぎの場合、放送サービスを中断します。
① 本施設の保守点検、修理及び検査等を行う場合。この場合、事前に加入者に、その旨を知らせるものとなりますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
② 天災、事変等の非常事態又は不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第32条（デジタル放送サービスの番組情報提供）

当社はデジタル放送サービスの内容及び放送日時を、当社の指定する番組検索サービス（以下「E P G」といいます。）により提供するものとします。ただし、当該E P Gによりお知らせした内容を変更する場合があります。
当社は、内容及び放送時間の相違、間違ひおよび変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第33条（加入者個人情報の取扱）

当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。

- 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOMふれあい 管理部 執行役員 電話 082-296-5551
- 当社は収集し知り得た加入者に関する氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、及びその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
① サービスの提供を開始・継続、又は終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
② 当社が提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス及びそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
③ 新サービスの取組、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
④ 加入者から個人情報の取扱に関して、新たに同意を求めため利用する場合
当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項②の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
⑤ 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
ご記入は任意ですが、必須項目にご記入頂けない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
⑥ 当社は、個人情報の漏えいなどがないよう内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
⑦ 当社が取得したお客様のクレジット情報は契約期間中保存致します。

8 お客様がご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
 (お問合わせ窓口)
 〒730-0854 広島市中区土橋7-1
 株式会社ちゅピCOMふれあい 管理部 執行役員
 電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565
 E-mail privacy@fureai-ch.co.jp

第35条 (国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入約款により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第36条 (免責事項)

当社は第30条及び第31条に係る損害賠償には応じません。

第37条 (約款の改正)

当社は放送法の規定に基づき本約款を改定することがあります。

第38条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が発生した場合は双方誠意をもって協議の上、解決に当たるものとし、ます。

付則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2) 当社は、放送再送信のみに限るサービスは原則として行いません。但し、集合住宅、共聴施設等、一括移行加入される場合はこの限りではないものとします。この場合、再送信のために必要な施設維持管理費用を徴収することができるものとします。
- (3) 一括加入、業務用等については別途協議するものとします。
- (4) この約款は、平成29年4月20日より施行します。

第34条 (苦情処理)

当社は、加入者の個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

別 表 (料金表)

平成29年4月20日現在

以下の料金は消費税込の金額です。

1. 加入契約料及び基本利用料

加入契約料		54,000円		
基本 利 用 料	ちゅピCOM TV Sコース	月額払い 4,536円	年額払い 49,896円	2台目以降1台につき 2,160円
	ちゅピCOM TV Aコース	月額払い 3,780円	年額払い 41,580円	2台目以降1台につき 1,404円
	ちゅピCOM TV Cコース	月額払い 3,240円	年額払い 35,640円	2台目以降1台につき 864円
	ちゅピCOM TV Eコース	月額払い 1,404円	年額払い 15,444円	
	ちゅピCOM TV 地デジコース	月額払い 864円/世帯	年額払い 10,368円/世帯	
2台目以降については加入者が同一世帯で、かつ、同一敷地内において受信機を増設する場合				
セットトップボックス		月額レンタル料	1台につき	540円
録画機能付きセットトップボックス (らく録)		月額レンタル料	1台につき	1,080円
DVD/録画機能付きセットトップボックス		月額レンタル料	1台につき	1,944円
ブルーレイ録画機能付セットトップボックス (らく録ブルーレイ)		月額レンタル料	1台につき	2,160円
4K対応セットトップボックス		月額レンタル料	1台につき	3,240円

- (1) 基本利用料は区域内再送信、デジタル各コースの視聴料とします。
- (2) 引込線により複数世帯が加入する場合には、契約の単位は、1世帯ごととします。
- (3) 加入契約料はキャンペーン等により割引することがあります。
- (4) NHK受信料、NHK衛星放送受信料及び日本衛星放送受信料は当社が設定した料金の中には含まれません。
- (5) 地デジについては、現在、大竹市と廿日市市、佐伯区 (BSパススルー方式含む) の一部エリア限定のサービスです。

2. ペイ番組サービス料金

チャンネル名	利用料(月額)	
ディズニー・チャンネル ※1	648円	セットで 750円
ディズニーXD(エックスディー) ※1	648円	
日本映画専門チャンネルHD ※1	756円	
釣りビジョン ※1	1,296円	
日経CNBC ※1	972円	
囲碁・将棋チャンネル ※1	1,512円	
V☆パラダイス ※1	756円	
アジアドラマチックTV★HD	648円	
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ ※1	648円	
アニマックスHD ※1	798円	
テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ ※1	648円	
GAORA ※1	1,296円	
スカイ・A sports+ HD ※1	1,080円	
イマジカBS・映画 ※1	756円	セットで 1,296円
歌謡ポップスチャンネル ※1	864円	
FOXスポーツ&エンターテイメント ※1	1,026円	
映画・チャンネルNECO ※1	540円	
ファミリー劇場HD ※1	セットで 1,080円	
スーパー!ドラマTV ※1		
時代劇専門チャンネルHD ※1	756円	
キッズステーション ※1	798円	

チャンネル名	利用料(月額)	
MONDO TV ※1	648円	
ゴルフネットワークHD ※1	1,944円	
ホームドラマチャンネルHD 韓流・時代劇・国内ドラマ ※1	770円	
KBS World HD ※1	756円	
東映チャンネル	1,620円	
衛星劇場HD	2,160円	
スター・チャンネル1・2・3	2,484円	
フジテレビ ONE・TWO・NEXT ※1	1,620円	
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム(HD)	1,080円	
J SPORTS 1HD・2HD・3・4 ※1	2,469円	
J SPORTS 4	1,404円	
グリーンチャンネルHD・グリーンチャンネル2HD	1,296円	
プレーボーイチャンネル	2,700円	セットで 3,240円
レッドチェリー	2,700円	
レインボーチャンネル	2,484円	
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	648円	
WOWOWプライム・ライブ・シネマ	2,484円	
MTV	756円	
AT-X HD!	1,944円	
Mnet	2,484円	

※1 本チャンネルを2チャンネル以上契約された場合には、324円を割引とします。ただし、ディズニー・チャンネル、ディズニーXD及び、ファミリー劇場HD、スーパー!ドラマTVをセットで契約した場合は、2チャンネルで1チャンネルとします。ちゅピCOM TV Eコースのみのオプションチャンネルです。

3. 見守りサービス料金

加入登録料	見守りサービスのみ ※2	多チャンネル+見守り	セット利用者(TV+NET)
3,240円	1,836円(月額)	540円(月額)	0円

※2 見守りサービスのみの場合は、地上波デジタルのみ視聴が可能です。

※ 本サービスについては、現在、大竹市エリア限定サービスです。

4. 手数料

名義変更手数料	利用休止手数料	C-CASカード 再発行手数料	利用内容変更手数料
1,080円/回	864円(月額)	5,400円/回	1,080円/回

5. 工事費

第8条に係わる引込工事負担金、特殊引込工事費、宅内工事費、第10条に係わる修復費、第16条に係わる変更移転工事費は、それぞれ実費とします。又、第10条の第2に係わる出張料は1回につき2,700円とします。

6. 機器損害金(非課税)※機器等の紛失及び修理不能による場合にも適用します。

18,000円	セットトップボックス1台毎
29,000円	録画機能付セットトップボックス(HDD)1台毎
65,000円	録画機能付セットトップボックス(DVD)1台毎
61,000円	録画機能付セットトップボックス(BD)1台毎

7. 強制契約解除料

強制契約解除料
10,800円